

自治基本条例Q&A

自治基本条例って何ですか？

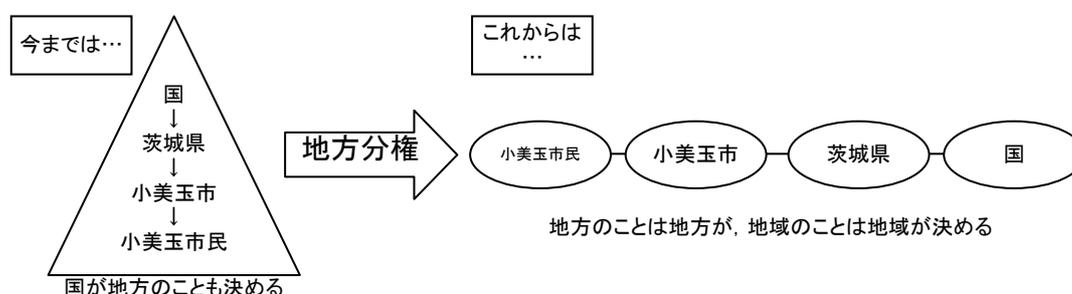
自治基本条例は、自分たちのまち(地域社会)をどのように築いていくかなどの基本ルールを文章化したものです。

たとえば、学校や会社には規則が、社会には道徳や社会規範、そして法律がというように、それぞれの社会を円滑に動かし、発展させていくため、お互いに守るルールがあります。自治基本条例は、小美玉市という単位で物事を考えたり、決めたりする場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかを定める自治の基本ルールであり、「自治体の憲法」「条例の中の条例」とも言われます。

地域の課題は地域で解決していくことを原則に、自治の主役である市民の皆さんの権利と義務、市民の皆さんから信託を受けた市長と市議会の責務と役割を明らかにし、参画と協働を柱とする自治の理念と仕組みを定めるものです。

自治基本条例はどうして必要なんですか？

今、全国各地の自治体で、自治基本条例を制定する動きが広がっています。こうした動きを押し進めている背景には、大きく三つの要因が考えられます。



(1) 少子高齢化、人口減少、経済活動のグローバル化など自治体を巡る情勢は大きく変貌しています。いかなる時代にあっても、住民が住み続けられる自主自立のまちが求められています。

(2) 地方分権

①平成12年に地方分権一括法が施行され、自治体の位置づけが、それまでの国の下請け機能的なものから、国と対等な「地方の政府」へと大きく変わりました。地方自治体の役割と責任が増大し、地域の特性を生かした自立した自治体経営が求められます。

②そのような中、市民の自立した活動が活発になっており、市民と行政の共働は欠かせません。

・自立した自治体としてまちづくりをすすめるためには、様々な課題に対して、市民と行政がパートナーシップを発揮することが不可欠であり、市民による自治がしっかり根付いていることが大切です。

・こうした中、市民のみなさんと共にまちづくりを進めるために、自治の基本事項を、条例でわかりやすく定める必要があります。

(3) 合併

①小美玉市は、平成18年3月27日に、3町村が合併し、面積140.21km²の市としてスタートしました。地域の特性を生かしたまちづくりをすすめるため、新たな自治の仕組みが求められています。

自治基本条例の具体的な中身はどのようなものですか？

自治に関する基本的な制度は地方自治法をはじめとする国の法令に定められていますが、そうした国の定めた自治の基本原則を、地域、市民の視点から捉えなおす(自治の再定義)とともに、国の法令に規定されていない自治の原則を新たに提起し(自治の新定義)、小美玉市における自治の体系を示します。

「情報の共有」とか「参画」と「協働」ってどういう意味ですか？

市長や市議会がどういう意思決定をしようとしているのか、情報がなければ判断もできませんし、誤った情報しかなければその判断も誤ったものとなり得るわけです。小美玉市が今何をしようとしているかということを知らなければ、市政に関わることも、評価することもできません。市の情報は、市民との共有財産であるという立場に立って考えることが、「情報の共有」の考え方です。

「参画」というのは、行政が決めたことに参加するというだけではなくて、政策を決める前の段階から実施、評価に至るまでの過程に主体的に関わろうとするものと考えています。

「協働」というのは、市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚しながら、共に協力し働くことと考えています。

「参画」、「協働」のどちらも、市民と行政がともに「よりよい小美玉を作る」ために、それぞれが何をすべきか、一緒に協力して何をすべきかの考え方や仕組みを決めようとするものです。

この条例で何が変わるのでしょうか？

市民と行政がそれぞれ何をするのか、何をしなければならないのかが明確になり、審議会、ワークショップ、パブリックコメント等の市民参画や協働の仕組みが整えられ、それに必要な市からの情報の提供、説明責任などが義務付けられることとなります。市民が「よりよい小美玉を作ろう」と思った時に、参画できる制度が整えられることにより、市民の意見が一層市政に生かされるようになります。

総合計画との関係はどういう関係ですか？

「総合計画」は、一定期間中に達成すべき目標を設定し、その実現のための手法を体系化、総合化したものですが、「自治基本条例」は、たとえば「総合計画」をどのように策定するのか、計画の位置づけはどうなのか、などといったことを規定することもでき、「総合計画」を規定する上位規範と考えられます。このような違いを踏まえて、「総合計画」と「自治基本条例」はお互いにその特徴に応じ、役割分担をして本市のまちづくりを支えるべきものと考えております。

市民憲章との違いは何ですか？

大きく違う点は、「市民憲章」には市民の行動規範が中心に定められており、市民の権利の保障や自治体の組織や運営、活動に関する事項がふれられていない点です。

法律があるのに、どうしてわざわざまた自治基本条例をつくる必要があるのですか？

地方自治法という法律は存在しますが、これは全国画一の共通ルールでしかありません。自治基本条例は、この地方自治法という法律による全国共通ルールを具体化していくものとして考えています。平成12年4月には地方分権一括法という法律が施行されています。この法律の施行により、市町村も国・都道府県と対等・協調の関係にあるものとして位置づけされました。こういった時代の変化を的確に理解し、憲法第92条にいうところの「地方自治の本旨」の精神を念頭に市民との協働という内容を自治体の法律である条例によって制度化していきたいと考えています。こういった内容についてはすでに地方自治法という法律が存在し、その中にも規定があります。条例は法律の範囲内(憲法第94条)で、法令に違反しない(地方自治法第14条)内容で定めることになっていますので、条例づくりには工夫が必要です。